

勤務間インターバル労働協約

TBC グループ株式会社と総合サポートユニオンは、以下の内容の労働協約を締結する。

- (1) 会社は、勤務間インターバルを設けることにより、従業員の健康とワークライフバランスを確保する。
- (2) 会社は、勤務終了時から次の勤務を開始するまでの間に、9 時間の休息時間を付与した後でなければ従業員を勤務させず、9 時間の休息時間が確保できない勤務予定を組まない。ただし、天災・緊急等、不測の事態におけるやむを得ない事情がある場合は、その限りではない。
- (3) 会社は、従業員の健康管理上の指標として、勤務終了時から次の勤務を開始するまでの間に、11 時間の休息時間を従業員へ付与し、休息時間が 11 時間未満となった日が月に 11 日以上となった従業員には、必要に応じて、個別に健康指導、産業医面接、業務変更、人事異動などの対応を取る。
- (4) 会社は、9 時間の休息時間が、雇用契約における始業時間に及ぶ場合、始業時間後の休息時間については、これを勤務したものとみなし、賃金を減額しない。
- (5) 会社は、以上を遵守できない状況が生じた場合、直ちに組合と改善に向けた協議を行う。
- (6) 会社は、今後更なる休息時間の延長に向けて、組合と継続して協議を行う。